所得税法等の改正

	目	次 ————————————————————————————————————
一 新たな公益信託制度の創設に伴う所	得	五 国庫補助金等の総収入金額不算入制度
税法等の整備	90	の改正 108
二 減価償却資産の範囲及び耐用年数の	改	六 源泉徴収の対象とされる報酬・料金等
正	103	の範囲の改正 109
三 国又は地方公共団体が行う保育その	他	七 本人確認書類の範囲の改正 111
の子育てに対する助成事業等により支	給	八 オープン型証券投資信託収益の分配の
される金品の非課税措置の改正	104	支払通知書等の電子交付の特例の改正… 113
四 公共法人等及び公益信託等に係る非	課	九 計算書等の書式の特例(改正後:計算
税の改正	106	書等の書式等の特例)の改正 115
		十 支払調書等の提出の特例の改正 116

はじめに

令和6年度税制改正においては、賃金の上昇が 物価高に追い付いていない国民の負担を緩和し、 物価の上昇を上回る持続的な賃金の上昇が行われ る経済の実現を目指す観点からの令和6年分にお ける所得税額の特別控除の実施及び給与等の支給 額が増加した場合の税額控除制度の強化等並びに 資本の蓄積の推進及び生産性の向上による供給力 の強化のための産業競争力基盤強化商品生産用資 産を取得した場合の税額控除制度及び特許権等の 譲渡等による所得の課税の特例の創設を行うとと もに、新たな産業の創出及び育成を推進するため の特定の取締役等が受ける新株予約権の行使によ る株式の取得に係る経済的利益の非課税等の適用 要件の見直し並びに経済のグローバル化を踏まえ た特定プラットフォーム事業者を介して行う電気 通信利用役務の提供に関する消費税の課税の特例 の創設を行うほか、納税環境の整備、租税特別措 置の見直し等所要の措置を講ずることとされ、関 係法令の改正が行われました。

このうち所得税法等の改正(国際課税関係を除きます。)では、主に次のような改正が行われま

した。

- ① 公益信託に関する法律に規定する公益信託の 信託財産とするために支出したその公益信託に 係る信託事務に関連する寄附金を対象に追加す るための寄附金控除の改正
- ② 支払通知書等の電子交付の特例における手続の改正
- ③ 支払調書等の電子情報処理組織を使用する方 法等による提出義務制度の判定基準の改正

これらの改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律」は、去る令和6年3月28日に参議院本会議で可決・成立し、同月30日に令和6年法律第8号として公布されています。また、関係政省令等も、それぞれ次のとおり公布されています。

- 所得税法施行令の一部を改正する政令(令 6.3.30政令第141号)
- ・ 所得税法施行規則の一部を改正する省令(令 6.3.30財務省令第14号)
- 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する 省令(令6.5.24財務省令第41号)
- ・ 所得税法施行令第51条の3第1項第2号の規 定に基づき要件を定める件(令6.3.30金融庁 告示第37号)

一 新たな公益信託制度の創設に伴う所得税法等の整備

1 改正前の制度の概要

(1) 公共法人等及び公益信託等に係る非課税措置

- ① 公益信託二関スル法律(以下「旧公益信託法」といいます。)に規定する公益信託又は社債、株式等の振替に関する法律に規定する加入者保護信託の信託財産につき生ずる所得(貸付信託の受益権の収益の分配に係るものにあっては、その受益権がその公益信託又はその加入者保護信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として一定の方法により計算した金額に相当する部分に限ります。)については、所得税を課さないこととされています(旧所法11②)。
- ② 上記①により非課税とされるもののうち、 公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定 目的信託の受益証券で一定のもの(以下「公 社債等」といいます。)の利子、収益の分配 又は剰余金の配当(以下「利子等」といいま す。)に係る部分については、次に掲げる要 件を満たしている場合に限り、所得税を課さ ないこととされています(所法11③)。
 - イ 公益信託の受託者等が、公社債等の利子 等の支払をする者を経由して税務署長に非 課税申告書を提出していること。
 - ロ 公社債等につき振替口座簿への記載又は 記録その他の一定の方法により管理されて いること。

なお、上記イの非課税申告書には、その申告書を提出する者の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号その他一定の事項を記載しなければならないこととされています(所法11③、旧所規16の2①)。

また、上記口の方法により管理する金融機関等の営業所等は、その公社債等につき、帳簿を備え、上記口の振替口座簿に記載又は記録を受けた者等の各人別に口座を設けなけれ

ばならないこととされています(旧所令51の3②)。この帳簿には、その記載又は記録を受けた者等の名称及び所在地その他一定の事項を記載し、又は記録しなければならないこととされています(旧所令51の3②、旧所規16②)。

(2) 贈与等の場合の譲渡所得等の特例

次に掲げる事由により居住者の有する山林 (事業所得の基因となるものを除きます。)又は 譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合 には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金 額又は雑所得の金額の計算については、その事 由が生じた時の時価により、これらの資産の譲 渡があったものとみなすこととされています (旧所法59①)。つまり、これらの資産の所有期 間中におけるキャピタルゲインについて、その 所有者であった被相続人又は贈与者等に対し所 得税が課税されます(以下、この所得税の課税 を「みなし譲渡課税」といいます。)。

- ① 贈与(法人に対するものに限ります。)又は相続(限定承認に係るものに限ります。)若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。)
- ② 著しく低い価額の対価として一定の額による譲渡(法人に対するものに限ります。)
- (注1) 上記①の贈与又は遺贈のうち公益法人等 に対するものが一定の要件を満たすものとし て国税庁長官の承認を受けた場合には、上記 のみなし譲渡課税を行わない特例措置(国等 に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の 非課税措置。措法40)が別途講じられています。
- (注2) 上記②の「一定の額」は、その資産の譲 渡の時における価額の2分の1に満たない金 額となります (所令169)。

(3) 寄附金控除

- ① 居住者が、①国若しくは地方公共団体に対 する寄附金、②公益社団法人等に対する寄附 金で財務大臣が指定した寄附金(いわゆる指 定寄附金)又は③公共法人、公益法人等その 他特別の法律により設立された法人のうち、 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉 への貢献その他公益の増進に著しく寄与する 一定の法人(特定公益増進法人)に対するそ の法人の主たる目的である業務に関連する寄 附金(出資に関する業務に充てられることが 明らかなものを除きます。) を支出した場合 には、その支出した寄附金は特定寄附金とし て寄附金控除の対象とされ、その年中に支出 したその寄附金の合計額から2千円を控除し た金額を、その年分の総所得金額等から控除 することとされています(旧所法78①②)。
 - (注) 上記の「寄附金の合計額」は、その年分の総所得金額等(総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額、特別控除後の長期譲渡所得の金額、特別控除後の短期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。)の40%相当額が限度とされます。
- ② また、居住者が、特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する一定のもの(以下「認定特定公益信託」といいます。)の信託財産とするために支出した金銭は、上記①の特定寄附金とみなして寄附金控除の対象とすることとされています(旧所法78(3))。
- ③ 上記②の「特定公益信託」とは、公益信託 ニ関スル法律に規定する公益信託で、信託の 終了の時における信託財産がその信託財産に 係る信託の委託者に帰属しないこと及びその 信託事務の実施につき一定の要件を満たすも

- のであることについてその公益信託に係る主務大臣等の証明を受けたものをいいます(旧所法78③、旧所令217の2②)。以下同じです。なお、この「一定の要件」は、次に掲げる事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営む金融機関を含みます。)であることとされています(旧所令217の2①、所規40の10①)。
- イ その公益信託の終了の場合において、そ の信託財産が国若しくは地方公共団体に帰 属し、又はその公益信託が類似の目的のた めの公益信託として継続するものであるこ と。
- ロ その公益信託は、合意による終了ができないものであること。
- ハ その公益信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること。
- ニ その公益信託の受託者がその信託財産の 処分を行う場合には、その受託者は、その 公益信託の目的に関し学識経験を有する者 の意見を聴かなければならないものである こと。

ホ その他一定の事項

- ④ また、上記②の「公益の増進に著しく寄与する一定のもの」とは、科学技術(自然科学に係るものに限ります。)に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給、学生又は生徒に対する学資の支給又は貸与その他一定のものをその目的とする特定公益信託で、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつきその特定公益信託に係る主務大臣等の認定を受けたもの(その認定を受けた日の翌日から5年を経過していないものに限ります。)をいいます(旧所令217の2③、所規40の10②)。
 - (注) その公益信託に係る主務大臣等は、上記 ③又は④の「証明」又は「認定」をしよう とするとき(その証明がされた公益信託の

上記③の事項に関する信託の変更をその公益信託の主務官庁が命じ、又は許可するときを含みます。)は、財務大臣に協議しなければならないこととされています(旧所令217の2④)。

- ⑤ 確定申告の際に、寄附金控除の適用を受ける居住者は、確定申告書に寄附金控除に関する事項の記載をし、寄附金控除を受ける金額の計算の基礎となる特定寄附金の明細書及び特定寄附金の額等を証する書類等をその申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされています(所法120③一、所令262①六、所規47の2③)。このうち、認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭につき寄附金控除の適用を受けようとする場合には、上記の「特定寄附金の額等を証する書類」(確定申告書に添付等が必要となる書類)については、次に掲げる書類とされています(所規47の2③二)。
 - イ 認定特定公益信託の信託財産とするため に支出した金銭の受領をしたその認定特定 公益信託の受託者のその受領をした金銭が その信託財産とするためのものである旨、 その金銭の額及びその受領年月日を証する 書類
 - ロ 上記④の主務大臣等の認定に係る書類 (その書類に記載されている認定日がその 認定特定公益信託の信託財産とするために 支出する日以前5年内であるものに限りま す。)の写しとしてその認定特定公益信託 の受託者から交付を受けたもの

(4) 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得する財産等の非課税

相続、遺贈又は個人からの贈与により取得する財産(相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含みます。)については、所得税を課さないこととされています(旧所法9①十七)。

(5) 贈与等により取得した資産の取得費等

- ① 居住者が次に掲げる事由により取得した上記(2)の資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなすこととされています(旧所法60①)。つまり、その資産について前所有者に対し上記(2)のみなし譲渡課税がされない場合には、前所有者のキャピタルゲイン課税を受贈者又は相続人等に引き継ぐため、資産の取得価額等を引き継いで譲渡所得等の計算を行います。
 - イ 贈与、相続(限定承認に係るものを除きます。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承 認に係るものを除きます。)
 - ロ 上記(2)②に該当する譲渡
- ② 居住者が上記(2)①の相続又は遺贈により取得した資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者がその資産をその取得の時における時価により取得したものとみなすこととされています(旧所法60④)。つまり、その資産について前所者に対し上記(2)のみなし譲渡課税がされる場合には、その時の時価相当額を取得価額としてその後の譲渡所得等の計算を行います。

(6) 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例

① 有価証券等に対する課税

国外転出をする居住者が、その国外転出の時において有価証券又は匿名組合契約の出資の持分(以下「有価証券等」といいます。)を有する場合には、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その国外転出の時における有価証券等の価額に相当する金額その他一定の金額によりその有価証券等の譲渡があったものとみなして所得税が課税されます(所法60の2①)。

② 信用取引及び発行日取引並びにデリバティ

ブ取引に対する課税

国外転出をする居住者が、その国外転出の時において決済していない信用取引若しくは発行日取引(以下「未決済信用取引等」といいます。)又はデリバティブ取引(以下「未決済デリバティブ取引」といいます。)に係る契約を締結している場合には、その者の事業所得の金額又は維所得の金額の計算については、その国外転出の時に一定の金額(その国外転出の時に未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額が生じたものとみなして所得税が課税されます(所法60の2②③)。

③ 5年(又は10年)以内に帰国をした場合等の課税の取消し

国外転出の日の属する年分の所得税につき上記①及び②の課税の適用を受けるべき個人が、その国外転出の時に有していた有価証券等又は契約を締結していた未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引のうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものについては、この制度による課税を受けた居住者の国外転出の日の属する年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は維所得の金額の計算上、そのみなされた有価証券等の譲渡、未決済信用取引等の決済及び未決済デリバティブ取引の決済の全てがなかったものとすることができることとされています(旧所法60の2⑥)。

- イ その個人が、国外転出の日から5年(10年間の納税の猶予を受けている場合には、10年)を経過する日までに帰国をした場合……その帰国の時まで引き続き有している有価証券等又は決済していない未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引
- ロ その個人が、国外転出の日から5年(又 は10年)を経過する日までにその国外転出 の時に有していた有価証券等又は締結して

いた未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約を贈与により居住者に移転した場合……その贈与による移転があった有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引

ハ その国外転出の日から5年(又は10年) を経過する日までにその個人が死亡したこ とにより、国外転出の時に有していた有価 証券等又は締結していた未決済信用取引等 若しくは未決済デリバティブ取引に係る契 約の相続(限定承認に係るものを除きま す。) 又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認 に係るものを除きます。) による移転があ った場合において、同日までに、その相続 又は遺贈により有価証券等又は未決済信用 取引等若しくは未決済デリバティブ取引に 係る契約の移転を受けた相続人及び受遺者 である個人(その個人から相続又は遺贈に よりその有価証券等又は未決済信用取引等 若しくは未決済デリバティブ取引に係る契 約の移転を受けた個人を含みます。) の全 てが居住者となった場合その他一定の場合 に該当することとなったとき……その相続 又は遺贈による移転があった有価証券等、 未決済信用取引等又は未決済デリバティブ 取引

(7) 贈与等により非居住者に資産が移転した場合 の譲渡所得等の特例

① 有価証券等に対する課税

居住者の有する有価証券等が、贈与、相続 又は遺贈(以下「贈与等」といいます。)に より非居住者に移転した場合には、その居住 者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑 所得の金額の計算については、その贈与等の 時に、その時における価額に相当する金額に より、その移転した有価証券等の譲渡があっ たものとみなして所得税が課税されます(所 法60の3①)。

② 信用取引及び発行日取引並びにデリバティ

ブ取引に対する課税

居住者が締結している未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引に係る契約が、贈与等により非居住者に移転した場合には、その居住者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その贈与等の時に、その移転した未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額が生じたものとみなして所得税が課税されます(所法60の3(2)(3))。

③ 受贈者等が5年(又は10年)以内に帰国を した場合等の課税の取消し

上記(6)の国外転出をする場合の譲渡所得等の特例と同様に、贈与等の日の属する年分の所得税につき上記①及び②の課税を受けるべき居住者から、その贈与等により非居住者である受贈者、相続人又は受遺者に移転した有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約のうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものについては、この制度による課税を受けた居住者の贈与等の日の属する年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、そのみなされた有価証券等の譲渡、未決済信用取引等の決済及び未決済デリバティブ取引の決済の全てがなかったものとすることができます(旧所法60の3⑥)。

- イ その非居住者である受贈者又は同一の被相続人から相続若しくは遺贈により財産を取得した全ての非居住者(以下「受贈者等」といいます。)が、その贈与等の日から5年(10年間の納税の猶予を受けている場合には、10年)を経過する日までに帰国をした場合……その受贈者等がその帰国の時まで引き続き有している有価証券等又は決済していない未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引
- ロ その贈与等に係る非居住者である受贈者、 相続人又は受遺者が、その贈与等の日から

5年(又は10年)を経過する日までにその 贈与等により移転を受けた有価証券等又は 未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約を贈与により居住者に 移転した場合……その贈与による移転があ つた有価証券等、未決済信用取引等又は未 決済デリバティブ取引

ハ その贈与等の日から5年(又は10年)を 経過する日までにその贈与等に係る非居住 者である受贈者、相続人又は受遺者が死亡 したことにより、その贈与等により移転を 受けた有価証券等又は未決済信用取引等若 しくは未決済デリバティブ取引に係る契約 の相続(限定承認に係るものを除きます。) 又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係る ものを除きます。)による移転があった場 合において、同日までに、その相続又は遺 贈により有価証券等又は未決済信用取引等 若しくは未決済デリバティブ取引に係る契 約の移転を受けた相続人及び受遺者である 個人(その個人から相続又は遺贈によりそ の有価証券等又は未決済信用取引等若しく は未決済デリバティブ取引に係る契約の移 転を受けた個人を含みます。) の全てが居 住者となった場合その他一定の場合に該当 することとなったとき……その相続又は遺 贈による移転があった有価証券等、未決済 信用取引等又は未決済デリバティブ取引

2 新たな公益信託制度の概要

(1) 公益信託制度の改正の趣旨等

公益信託は、民間の資金を活用して公益的活動を行う手段として、公益法人、特に公益財団法人と類似の社会的機能を果たしてきましたが、公益信託制度は大正11年の旧信託法(大正11年法律第62号)の制定以来抜本的な見直しが行われておらず、主務官庁ごとに許可基準が異なる場合があること等、旧公益法人と同様の主務官庁による許可制に対する問題点や、許可審査基準や税法の規定(昭和62年度税制改正において

創設)の存在により、信託事務が助成金の支給 等に、信託財産として受け入れる資産が金銭に、 事実上限定されていること等が指摘されていま した。

こうした状況や公益法人制度の改正の経過等 を踏まえ、公益信託制度の見直しについては、 平成31年2月に、法務省の法制審議会において、 公益信託の信託事務及び信託財産の範囲の拡充、 公益信託の受託者の範囲の拡充並びに主務官庁 による許可・監督制の廃止を骨格とする「公益 信託法の見直しに関する要綱」が取りまとめら れ、法務大臣に答申されました。その後、新し い時代の公益法人制度の在り方に関する有識者 会議の「最終報告(令和5年6月2日)」にお いて、「当該答申(引用注:上記「公益信託法 の見直しに関する要綱」)を踏まえ、公益信託 制度を公益認定制度に一元化し、公益法人認定 法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行 う仕組みとすることで、民間による公益的活動 に関する選択肢を多様化し、活性化するための 環境を整備する。」こととされたところです。

これを受けて、公益を目的とする信託による 事務の実施を促進して、活力ある社会を実現す るため、公益信託の引受けの許可及びこれに対 する監督を主務官庁の裁量により行うこととし ていた公益信託に関する制度を改め、公益信託 の認可及びこれに対する監督を公益認定等委員 会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知 事が行う制度を創設する等の措置を講ずること 等を内容とする「公益信託に関する法律案」が 第213回国会に提出され、令和6年5月14日に 可決・成立し、同月22日に法律第30号として公 布されています。なお、施行は、原則として公 布の日から起算して2年を超えない範囲内の政 令で定める日とされました。

この「公益信託に関する法律(令和6年法律 第30号)」により旧公益信託法の全部が改正され、主務官庁制が廃止されるとともに、公益法 人と共通の行政庁による認可・監督制を創設し、 公益法人と同様の認可基準・ガバナンス等が法 定された新たな公益信託に関する制度が定められました。

(2) 公益信託に関する法律の概要

公益信託に関する法律(以下「公益信託法」 といいます。)に定められた内容のうち所得税 に関連する主なものは、次のとおりです。

① 公益信託の意義

公益信託とは、公益信託法の定めるところによりする受益者の定めのない信託であって、公益事務を行うことのみを目的とするものをいいます(公益信託法2①一)。以下同じです。

なお、この「公益事務」とは、学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする一定の事務をいいます(公益信託法2①二)。以下同じです。

(注) 公益事務の具体的範囲は公益信託法別表 に列記されていますが、その内容は公益法 人の公益目的事業と同様の内容です。

② 公益信託の要件

公益信託は、信託法第3条第1号又は第2 号に掲げる方法(信託契約を締結する方法又 は信託遺言をする方法)によってしなければ ならないものとされています(公益信託法4 ①)。

公益信託の信託行為においては、公益事務を行うことのみを目的とする旨のほか、公益信託の名称、信託管理人となるべき者を指定する定め、帰属権利者となるべき者を指定する定め等の事項を定めなければならないこととされています(公益信託法4②)。

(注) 上記の「帰属権利者となるべき者」から は、委託者を除くこととされています(公 益信託法4②三)。

なお、公益信託においては、受益者の定め を設けることはできません(公益信託法 4 ③)。

③ 公益信託の効力及び認可

イ 公益信託の効力

公益信託は、行政庁の認可(以下「公益

信託認可」といいます。)を受けなければ、 その効力を生じないこととされています (公益信託法6)。

(注) 上記の行政庁は、その公益事務を行う 区域等に応じ、内閣総理大臣又はその区 域を管轄する都道府県知事とされます (公益信託法3)。以下同じです。これは、 公益法人制度における行政庁と同様の仕 組みとされています。

ロ 公益信託の認可

公益信託の受託者となろうとする者は、 公益信託認可を申請しなければならないこ ととされ、この申請は、次に掲げる事項を 記載した申請書を行政庁に提出してしなけ ればならないこととされています(公益信 託法 7 ①②)。

- (イ) 公益信託の名称
- (ロ) 受託者及び信託管理人の氏名及び住所 (法人の場合には、その名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)
- (ハ) 公益事務の種類及び内容
- (二) その他一定の事項
- (注) 上記の申請書には、その信託行為の内容を証する書面等の一定の書類の添付が必要です(公益信託法7③)。

④ 公益信託認可の基準

行政庁は、上記③ロの公益信託認可の申請 に係る公益信託が一定の基準(以下「公益信 託認可の基準」といいます。)に適合すると 認めるときは、公益信託認可をするものとさ れています(公益信託法8)。

公益信託認可の基準として、主に次のよう な基準が設けられています(公益信託法8)。 なお、欠格事由に該当する公益信託は、公益 信託認可を受けることができません(公益信 託法9)。

- イ 公益事務を行うことのみを目的とするも のであること。
- ロ その受託者が公益信託に係る信託事務 (以下「公益信託事務」といいます。)を適

正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

- ハ その信託管理人が受託者による公益信託 事務の適正な処理のため必要な監督をする のに必要な能力を有するものであること。
- 二 受託者がその公益信託事務を処理するに 当たり、委託者、受託者等の公益信託の関 係者に対し信託財産を用いて特別の利益を 与えるものでないこと。
- ホ 受託者がその公益信託事務を処理するに 当たり、一定の場合を除き、株式会社や特 定の個人等に対し、信託財産を用いて寄附 その他の特別の利益を与える行為を行わな いものであること。
- へ その処理する公益信託事務について、そ の収入をその実施に要する適正な費用に充 てることにより、収支均衡が図られると見 込まれるものであること。
- ト その公益信託事務を処理するに当たり、 使途不特定財産額が一定額を超えないと見 込まれるものであること。
- チ 一定の場合を除き、その信託財産に他の 団体の意思決定に関与できる株式等が属し ないものであること。
- リ 次に掲げる法人等を帰属権利者とする旨 を信託行為に定めているものであること。
 - (イ) その公益信託の目的とする公益事務 ((ロ)において「対象公益事務」といいま す。) と類似の公益事務をその目的とす る他の公益信託の受託者
 - (ロ) 対象公益事務と類似の公益目的事業を その目的とする公益法人等の一定の法人
 - (ハ) 国又は地方公共団体
- (注) 特定公益信託 (上記 1(3)③) との主な相 違点としては、①受託者の主体について、 信託会社等以外の法人や自然人も認可基準 等に適合する限り認められること、②信託 事務及び信託財産の範囲が実質的に拡充さ れ、美術館の運営等の事業型の信託事務も 行うことができるようになり、不動産等の

金銭以外の財産も信託財産の対象となること、③いわゆる運営委員会の設置が要件と されていないこと等が挙げられます。

⑤ 公益信託の変更等の認可等

- イ 公益信託に係る信託の変更又は新たな受 託者(以下「新受託者」といいます。)の 選任等、上記③ロに掲げる事項の変更をす るときは、一定の場合を除き、その公益信 託の受託者は、あらかじめ、行政庁の認可 を申請しなければならないこととされ、そ の認可を受けなければその効力を生じない こととされています(公益信託法12①③)。
- ロ なお、公益信託の受託者は、上記イの一 定の場合に該当する変更(一定の新受託者 の選任や軽微な信託の変更等)がされた場 合には、遅滞なく、その旨を行政庁に届け 出なければならないこととされています (公益信託法14①)。

⑥ 公益信託の終了事由

公益信託は、信託法の規定によるほか、下記⑦の公益信託認可が取り消された場合に終了することとされています(公益信託法23①)。また、公益信託においては、信託行為に別段の定めがある場合を除き、委託者等の合意により公益信託を終了することはできません(公益信託法23②)。

(7) 公益信託認可の取消し

行政庁は、公益信託が、偽りその他不正の 手段により公益信託認可を受けた場合や一定 の欠格事由に該当する場合等は、公益信託認 可を取り消さなければならないこととされて います(公益信託法30①)。また、公益信託 が、公益信託認可の基準に適合しなくなった 場合や一定の欠格事由に該当する場合等は、 公益信託認可を取り消すことができることと されています(公益信託法30②)。

(注) 裁判所は、公益信託認可が取り消された ことにより公益信託が終了した場合には、 行政庁又は委託者等その他の利害関係人の 申立てにより、その公益信託の清算のため に新受託者を選任しなければならないこと とされています(公益信託法31①)。

⑧ 旧制度下における公益信託の扱い(経過措置)

新制度施行後の旧制度下における公益信託 の扱いは、次のとおりとされています。つま り、旧制度下で効力が生じた公益信託は、移 行期間中は下記口の移行認可を受けていない 段階において引き続き存続し、移行期間満了 時点で移行認可を受けていない場合には終了 することとなります。

イ 旧法公益信託に関する経過措置

旧公益信託法に規定する公益信託で公益信託法の施行日前に旧公益信託法の許可を受けてその効力が生じたもの(以下「旧法公益信託」といいます。)は、移行期間において従前の例によることとされています(公益信託法附則2②)。つまり、移行期間内において下記口の移行認可を受けていない段階では、主務官庁の監督下に置かれることを含め、その取扱いは従来どおりとなります。

- (注) 上記の移行期間は、公益信託法の施行 日から起算して2年を経過する日までの 期間とされています(公益信託法附則2②)。
- ロ 旧法公益信託等の公益信託への移行

旧法公益信託及び旧信託法の公益信託は、移行期間内において、行政庁の認可(以下「移行認可」といいます。)を受けた場合には、公益信託認可を受けたものとして、新たな制度における公益信託となることができることとされています(公益信託法附則4①前段)。

なお、移行期間内に移行認可を受けていない旧法公益信託及び旧信託法の公益信託 は、移行期間が満了する日に終了するもの とされています(公益信託法附則4①後段)。

(注) 上記の「旧信託法の公益信託」とは、 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律(平成18年法律第109号。以下 「信託法整備法」といいます。)による改正前の信託法(大正11年法律第62号)の公益信託をいいます。つまり、平成18年の新信託法制定前に効力が生じた公益信託をいい、この公益信託は、信託法整備法により従前の例によることとされていました(信託法整備法2)。

ハ 移行認可の申請等

上記口の移行認可の申請は、旧法公益信託及び旧信託法の公益信託の受託者が上記③口に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならないこととされています(公益信託法附則6①)。

行政庁は、移行認可の申請に係る上記の 公益信託が公益信託認可の基準(上記④) に適合すると認めるときは、移行認可をす ることとされています(公益信託法附則 7)。なお、欠格事由に該当する場合の扱いについても上記④と同様です(公益信託 法附則8①)。

⑨ このほか、公益信託事務の処理等に関する 規定、公益信託の監督に関する規定、公益認 定等委員会等に関する規定等が定められてい ます。

3 改正の内容

(1) 新たな公益信託制度の下での公益信託に関する所得税の課税関係の概要

上記2のとおり、新たな公益信託制度の下での公益信託(上記2(2)①)は、公益事務を行うことのみを目的とするものとされ、受託者は公益法人における公益目的事業以外の事業に相当する信託事務を行えないこととなります。また、その認可・監督の仕組みが公益法人制度と整合的なものとなります。さらに、特定公益信託と同様に、信託の終了時に、委託者に信託財産(残余財産)が帰属することはなく、その残余財産は公益のために用いられることが制度上担保されています。これらの点等から、公益信託は、公益法人や特定公益信託と同様に、その公

益性が確保されているといえます。

以上の点を踏まえると、公益信託に関する所得税の課税関係は、私法上の法律関係に従い、公益信託に財産を拠出した段階で受託者へ財産の移転があったことを前提とし、その内容については公益法人や特定公益信託に関する所得税の課税関係と整合的なものとすることが適切と考えられます。他方で、公益信託は、信託会社等以外の法人や自然人も受託者の主体となり得ることや不動産等の金銭以外の財産も信託財産の対象となること等、特定公益信託との相違点に留意する必要があります。

(注1) 現在の信託法の制定を受け、平成19年度 の税制改正において現行の信託税制が整備 されていますが、この改正前において受益 者が不特定・不存在の信託に関する課税関 係については、委託者が実質的に財産を保 有するものとして取り扱われていました。

> 現行の信託税制では、こうした信託(受 益者等が存しない信託)については、基本 的に法人課税信託として受託者に対し法人 税が課税される扱いとなっていますが、旧 公益信託法の公益信託等、主務官庁制によ る許可を受けて効力が生じた旧制度下の公 益信託(以下、この公益信託を「旧公益信 託 といいます。) については、「公益信託 制度については、公益法人と社会的に同様 の機能を営むものであることにかんがみ、 先行して行われた公益法人制度改革の趣旨 を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のと れた制度とする観点から、遅滞なく、所要 の見直しを行うこと。」(信託法案及び信託 法の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律案附帯決議・五 (衆議院・参議院)) と されていたことから、当面の間の措置とし て、従来の取扱いを維持することとされ(旧 法法附則19の3、旧相法附則24、旧消法附 則19の2)、所得税においても同様に取り扱 われてきました。

(注2) 信託法上、信託財産が帰属する主体は受

託者となります (信託法2③)。

以上の点を踏まえ、公益信託に関する所得税の課税関係は、次のとおりとされました。

- ① 信託期間中の課税関係
 - 旧公益信託と同様に、公益信託の信託財産 につき生ずる所得は非課税とされます(下記(2))。
- ② 公益信託に財産を拠出した場合の課税関係 特定公益増進法人に対する寄附金や認定特 定公益信託の信託財産とするために支出した 金銭と同様に、委託者等が公益信託に財産を 拠出する場合には、寄附金控除の対象となり ます。また、その拠出した財産が株式や不動 産等である場合には、受託者の主体の属性 (個人・法人) にかかわらず、上記 1(2)のみ なし譲渡課税の対象となります (下記(3)及び (4))。
- ③ 公益信託の信託財産から財産を受給した場合の課税関係

公益信託の信託財産から財産を受給する場合には、受託者の主体の属性(個人・法人)にかかわらず、その受給する財産が非課税所得に該当するものを除き、受給者に対し所得税が課税されます(下記(5))。

具体的には、上記の課税関係とするための法 令上の整備が次のとおり行われました。

(2) 公共法人等及び公益信託等に係る非課税措置 の改正

旧公益信託については、その公益性に着目して、所得税法の公共法人等と同様に、その信託財産につき生ずる所得について非課税とされていました。公益信託に関する制度が新たな制度に見直された後も、その公益性は引き続き確保されることから、本措置の適用対象となる公益信託は、旧公益信託に代えて、公益信託法の公益信託とされました。

具体的には、公益信託法の公益信託の信託財産につき生ずる所得(貸付信託の受益権の収益の分配に係るものにあっては、その受益権がそ

の公益信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として一定の方法により計算した金額に相当する部分に限ります。)については、所得税を課さないこととされました(所法11②)。

- (注1) 上記の改正に伴い、公益信託の受託者が 提出する上記 1(1)②イの非課税申告書の記 載事項及び上記 1(1)②ロの方法により管理 する金融機関等の営業所等が備えるべき帳 簿の記載事項について、所要の整備が行わ れています(所規16②一、16の2①一)。
- (注2) このほか、本措置については、適用対象となる公社債等の管理の方法に、一定の社債につき第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者等に一定の要件を満たす保管の委託をする方法を追加する等の改正が行われています。この詳細については、後述「四公共法人等及び公益信託等に係る非課税の改正」をご参照ください。

(3) 贈与等の場合の譲渡所得等の特例の改正等

公益信託に財産を拠出した場合には、私法上、その受託者に財産が移転することとなります。 しかし、これまで旧公益信託に関しては、法 人課税信託(受益者等が存しない信託)には該 当しないものとして取り扱われ、旧公益信託に 一定の財産(みなし譲渡課税の対象となる上記 1(2)の資産)を拠出した場合であっても、みな し譲渡課税の対象とはされていませんでした。 つまり、旧公益信託への財産の拠出に関する課 税関係については、上記(1)(注1)のとおり、 現行の信託税制が整備される前の従来の取扱い が維持され、事実上、私法上の法律関係を前提 とせず、委託者が実質的に財産を保有するもの として取り扱われていたことになります。

(注1) 法人課税信託の委託者がその有する資産 の信託をした場合等には、その法人課税信託 に係る受託法人に対する贈与によりその資 産の移転があったものとみなされ(所法6の 3七)、みなし譲渡課税の対象となることと されています。

他方、新たな公益信託制度における公益信託 も法人課税信託に該当しない点は旧公益信託と 同様ですが(所法2①八の三、法法2二十九の 二)、上記(1)でも述べたとおり、新たな公益信 託制度における公益信託は、私法上の法律関係 に従い、公益信託に財産を拠出した段階で受託 者へ財産の移転があったことを前提とした課税 関係とすることになります。

また、新たな公益信託制度における公益信託 は、自然人も受託者の主体となることが可能と されていますが、上記 1(2)及び(5)のとおり、個 人に対する贈与又は遺贈による資産の移転につ いては、原則としてみなし譲渡課税の対象とさ れず、そのキャピタルゲイン課税を引き継ぐた め、次の所有者にその取得価額等が引き継がれ ることとされています。しかし、上記(2)のとお り公益信託の信託財産につき生ずる所得は非課 税とされることから、公益信託に財産を拠出す る段階で、その拠出者の保有期間中に生じたキャピタルゲインの清算のための課税を行う必要 があります。

これらの点を踏まえ、居住者の有する上記 1 (2)の資産(みなし譲渡課税の対象となる資産)をその信託財産とするために公益信託の受託者に移転した場合には、居住者に対しその資産についてみなし譲渡課税を行うこととするための整備が行われました。

(注2) 別途、国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置(措法40)について、適用対象となる公益法人等の範囲に公益信託の受託者を追加する等の改正が行われ、公益信託への財産の拠出が一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合には、民間の担う公益活動を促進する観点から、上記のみなし譲渡課税を行わないこととされています。この改正の詳細については、後掲「租税特別措置法等(所得税関係)の改正」の「第四 その他の改正」の「二 新たな公益信託制度の創設

に伴う租税特別措置法等の整備」をご参照 ください。

具体的には、次のとおり整備が行われました。

- ① みなし譲渡課税の対象となる事由の追加 みなし譲渡課税の対象となる事由に、次に 掲げる贈与及び遺贈が追加されました(所法 59①一)。この改正及び下記②の整備により、 公益信託に上記 1(2)の資産(みなし譲渡課税 の対象となる資産)を拠出した場合には、受 託者の主体の属性(個人・法人)にかかわら ず、みなし譲渡課税の対象となります。
 - イ 公益信託の受託者である個人に対する贈 与 (その信託財産とするためのものに限り ます。)
 - ロ 公益信託の受託者である個人に対する遺贈 (その信託財産とするためのものに限ります。)
 - (注) 受託者が法人である公益信託に財産を拠出する場合には、従前からみなし譲渡課税の対象となる事由とされている「法人に対する贈与又は遺贈」に該当します(所法59①一)。
- ② 信託に係る所得の金額の計算の整備 公益信託の委託者である居住者がその有す る資産を信託した場合には、その資産を信託 した時において、その委託者である居住者か らその公益信託の受託者に対して贈与(その 公益信託が信託法第3条第2号の方法(いわ ゆる信託遺言をする方法)によってされた場 合には、遺贈)によりその資産の移転が行わ れたものとして、その居住者の各年分の各種 所得の金額を計算するものとされました(所 法67の3⑧)。

これにより、公益信託に上記 1 (2)の資産 (みなし譲渡課税の対象となる資産) を拠出 した場合には、第三者からの拠出だけでなく 委託者からの拠出についてもみなし譲渡課税 の対象となることが明確化されました。

(注) 上記の「信託法第3条第2号の方法」と は、特定の者に対し財産の譲渡、担保権の 設定その他の財産の処分をする旨並びにその特定の者が一定の目的に従い財産の管理 又は処分及びその他のその目的の達成のために必要な行為をすべき旨の遺言をする方法をいいます(信託法3二)。

(4) 寄附金控除の改正

① 概要

上記 1(3)②の認定特定公益信託の措置(旧所法78③)に代えて、新たな公益信託制度における公益信託の信託財産とするために支出したその公益信託に係る信託事務に関連する寄附金が、特定寄附金として寄附金控除の対象とすることとされました(所法78②四)。

② 対象となる寄附金

対象となる寄附金は、公益信託の信託財産とするために支出したその公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうち、出資に関する信託事務に充てられることが明らかな寄附金及び国若しくは地方公共団体に対する寄附金、指定寄附金又は特定公益増進法人に対する寄附金に該当するもの(上記 1(3)①)以外のものとされています(所法78②四)。

- (注1) 上記の「公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」は、公益信託の受託者がその本旨(公益事務を行うこと)に従って処理する信託事務を含むその受託者が処理することとされるその公益信託に係る信託事務全般に関連する寄附金が対象となります。
- (注2) 上記の「出資に関する信託事務に充て られることが明らかな寄附金」の取扱い は、特定公益増進法人に対する寄附金(上 記1(3)①)と同様のものとなります。
- (注3) 上記の公益信託に係る信託事務に関連 する寄附金につき寄附金控除の適用を受 けようとする場合における確定申告書に 添付等すべき書類等の関連する省令の規 定の整備は、今後行われる予定です。

(5) 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得する財産等の非課税の改正

上記1(4)のとおり、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得する財産等については、所得税を課さないこととされています。この趣旨は、これらの財産等を取得した場合には、別途、その取得した者に対し相続税や贈与税が課されることを踏まえた二重課税排除の観点によるものと考えられます。

他方、公益信託の信託財産から財産の給付を受ける場合には、私法上の法律関係としては、その受託者から受給者に財産が移転することとなります。よって、受託者が個人である場合には、受給者である個人が給付を受ける財産」に該当し、贈与税の課税対象となり得ます。しかし、令和6年度の税制改正において相続税法が改正され、公益信託から給付を受けた財産が贈与税の非課税財産の対象とされたことから(相法21の3①一)、上記の趣旨や公益信託から給付を受ける財産の課税関係を一律にする観点も踏まえ、所得税が非課税となる「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得する財産等」の範囲について整備が行われました。

具体的には、「個人からの贈与により取得する財産」の範囲から、「公益信託から給付を受けた財産に該当するもの」を除くこととされました(所法9①十七)。この改正により、受託者の主体の属性(個人・法人)にかかわらず、個人が公益信託の信託財産から財産の給付を受けた場合には、非課税所得に該当するものを除き、その財産は所得税の課税対象となります。

- (注1) 贈与税の非課税財産の対象に「公益信託 から給付を受けた財産」が追加された改正 の詳細は、後掲「租税特別措置法等(相続 税・贈与税関係)の改正」の「一 公益信 託に係る相続税・贈与税の見直し」をご参 照ください。
- (注2) 受託者が法人である公益信託の信託財産 から給付を受ける場合など、法人からの贈

与により取得する財産は、非課税所得に該 当するものを除き、従前から所得税の課税 対象(一時所得等)として取り扱われてい ます。

(注3) 上記(1)(注1)で述べたとおり、旧公益 信託に関する課税関係については委託者が 実質的に財産を保有するものとする従来の 取扱いが維持されていたことから、個人が 旧公益信託の信託財産から財産の給付を受 ける場合におけるその財産は、委託者が個 人であるときは原則として贈与税の課税対 象と、委託者が法人であるときは原則とし て所得税の課税対象として、それぞれ取り 扱われていました。

(6) 上記(3)の改正に伴う所要の整備

上記(3)①のとおり、みなし譲渡課税の対象となる事由に、「公益信託の受託者である個人に対する贈与又は遺贈」が追加されたことに伴い、みなし譲渡課税の対象となる事由を基準にその適用対象等が定められている措置について整備が行われました。

具体的には、次のとおり制度の所要の整備が 行われました。

- ① 贈与等により取得した資産の取得費等
 イ 資産の取得価額等を前所有者から引き継
 ぐこととされる上記 1(5)①イの贈与及び遺
 贈の範囲から、「公益信託の受託者に対す
 る贈与及び遺贈(その信託財産とするため
 のものに限ります。)」を除くこととされま
 した(所法60①一)。
 - ロ 資産の取得価額が前所有者から取得した 時の時価相当額とされる上記 1(5)②の事由 に、上記(3)①イ及びロに掲げる贈与及び遺 贈が追加されました(所法60④)。
- ② 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例 本特例において、「5年(又は10年)以内 に帰国をした場合等の課税の取消し(上記1 (6)③)」の適用対象となる資産の移転事由で ある上記1(6)③ロ及びハの贈与及び遺贈の範

囲から、「公益信託の受託者に対する贈与及び遺贈(その信託財産とするためのものに限ります。)」を除くこととされました(所法60の2(6二・三)。

③ 贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例

本特例において、「5年(又は10年)以内に帰国をした場合等の課税の取消し(上記 1 (7)③)」の適用対象となる資産の移転事由である上記 1(7)③口及びハの贈与及び遺贈の範囲から、「公益信託の受託者に対する贈与及び遺贈(その信託財産とするためのものに限ります。)」を除くこととされました(所法60 の 3 ⑥二・三)。

4 適用関係

- (1) 上記 3 (2)の改正は、公益信託法の施行の日以後に効力が生ずる公益信託(移行認可を受けた信託を含みます。)について適用し、同日前に効力が生じた旧公益信託(移行認可を受けたものを除きます。)については従前どおりとされています(改正法附則 2)。
- (2) 上記 **3**(**3**)、(5)及び(6)の改正は、公益信託法の施行の日から施行されます(改正法附則 1 九)。
- (3) 上記 **3**(4)の改正は、公益信託法の施行の日から施行されます(改正法附則1九、改正所令附則1二)。

なお、個人が、公益信託法の施行日以後に、既に上記 1(3)③及び④の証明及び認定を受けている認定特定公益信託(移行認可を受けたものを除きます。以下「旧認定特定公益信託」といいます。)の信託財産とするために支出する金銭については、従前どおり寄附金控除を適用できることとされています(改正法附則 3①)。

また、旧認定特定公益信託の上記 1 (3)④の主 務大臣等の認定及びその手続(旧認定特定公益 信託の上記 1 (3)③の事項に関する信託の変更を その旧認定特定公益信託の主務官庁が命じ、又 は許可するときを含みます。)についても、従 前どおりとされています(改正所令附則 4)。

二 減価償却資産の範囲及び耐用年数の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 個人が、その年12月31日において有する減価 償却資産について、その個人が選定した償却の 方法により、耐用年数に応じて計算した金額は、 その年分の不動産所得、事業所得、山林所得又 は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する こととされています(所法49)。
- (2) この減価償却資産の範囲については、不動産 所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産 所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得を生 ずべき業務の用に供される建物、構築物、機械 及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具 及び備品、鉱業権その他の資産で、棚卸資産、 有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲 げるもの(時の経過によりその価値の減少しな いものを除きます。)とされています(所法 2 ①十九、旧所令 6)。
 - ① 建物及びその附属設備
 - (2) 構築物
 - ③ 機械及び装置
 - (4) 船舶
 - ⑤ 航空機
 - ⑥ 車両及び運搬具
 - ⑦ 工具、器具及び備品(観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含みます。)
 - ⑧ 次の無形固定資産
 - イ 鉱業権(租鉱権及び採石権その他土石を 採掘し又は採取する権利を含みます。)
 - ロ 漁業権(入漁権を含みます。)
 - ハ ダム使用権
 - ニ 水利権
 - ホ 特許権
 - へ 実用新案権
 - ト 意匠権
 - チ 商標権

- リ ソフトウエア
- ヌ 育成者権
- ル 樹木採取権
- ヲ 営業権
- ワ 専用側線利用権
- 力 鉄道軌道連絡通行施設利用権
- ヨ 電気ガス供給施設利用権
- 夕 水道施設利用権
- レ 工業用水道施設利用権
- ソ 電気通信施設利用権
- ⑨ 牛、馬その他の一定の生物(上記でに該当 するものを除きます。)
- (3) 減価償却資産について資本的支出をした金額がある場合には、その金額を取得価額として、その資本的支出の対象となった減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとすることとされています(所令127①)。

2 改正の内容

(1) 漁港水面施設運営権の創設に伴う整備

長期的かつ計画的な漁港施設等の活用を図る事業の実施を推進する制度を創設すること等を目的とした「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案」が、第211回通常国会に提出され、令和5年5月19日に可決・成立し、同月26日に公布されました。同法において、漁港漁場整備法(改正後:漁港及び漁場の整備等に関する法律)が改正され、漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業を実施するために、その水面の占用をして必要な施設を設置し、運営する権利である「漁港水面施設運営権」が定められました。

上記の改正により創設された漁港水面施設運 営権について、次のとおり整備が行われました。

① 減価償却資産の範囲の見直し

漁港水面施設運営権が、減価償却資産(上記 1(2)⑧の無形固定資産)とされました(所令6八ヲ)。

- ② 漁港水面施設運営権の償却方法 漁港水面施設運営権の償却方法は、他の無 形固定資産と同様に定額法とされています (所令120の2①四)。
- ③ 漁港水面施設運営権の耐用年数 漁港水面施設運営権の耐用年数は、その存 続期間の年数とされています。具体的には、 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則 第42条の規定により通知されたその漁港水面 施設運営権の存続期間の年数が耐用年数とな ります(耐用年数省令1②七)。
 - (注1) 上記の存続期間の年数は、暦に従って 計算し、1年に満たない端数を生じたと きは、これを切り捨てます(耐用年数省 令1③)。
 - (注2) 漁港水面施設運営権の存続期間は、10 年以内の期間とされています(漁港及び 漁場の整備等に関する法律57①)。
- ④ 漁港水面施設運営権について資本的支出を した場合

漁港水面施設運営権について存続期間の更新に伴い支出する金額のうちに資本的支出 (所令181)としてその支出する日の属する年分の不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されなか った金額がある場合には、その金額を取得価額として、その漁港水面施設運営権と種類を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとすることとされ(所令127①④)、この新たに取得したものとされる減価償却資産(漁港水面施設運営権)の耐用年数は、その更新がされたときに漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第47条の規定により通知されたその漁港水面施設運営権の更新後の存続期間の年数とされています(耐用年数省令1②七)。

(2) 鉱業権の耐用年数の見直し

鉱業権のうち、石油又は可燃性天然ガスに係る試掘権の耐用年数が6年(改正前:8年)に、アスファルトに係る試掘権の耐用年数が5年(改正前:8年)に、それぞれ短縮されました(耐用年数省令1②二)。

3 適用関係

- (1) 上記 2(1)の改正は、令和6年4月1日から施 行されています(改正所令附則1、改正耐用年 数省令附則①)。
- (2) 上記 2(2)の改正は、令和7年分以後の所得税について適用し、令和6年分以前の所得税については従前どおりとされています(改正耐用年数省令附則②)。
- 三 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成事業等により支給される金品の非課税措置の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 制度の概要

国又は地方公共団体が保育その他の子育てに 対する助成を行う事業その他これに類する一定 の事業により、その業務を利用する者の居宅そ の他一定の場所において保育その他の日常生活 を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認 可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため支給される金品については、 所得税を課さないこととされています(所法9 ①十六、旧所規3の2)。

(2) その支給する金品が非課税とされる事業の範囲

非課税とされる金品を支給する事業は、次に

掲げる事業とされています(所法9①十六、所規3の2①)。

- ① 国又は地方公共団体が、保育その他の子育 てに対する助成を行う事業
- ② 国又は地方公共団体が行う事業で、妊娠中の者に対し、子育てに関する指導、相談、下記(3)①に掲げる業務その他の援助の利用に対する助成を行うもの
- (3) 上記(2)の事業により支給される金品のうち非課税とされるものの範囲

非課税とされる金品は上記(2)の事業により支給されるもので、かつ、次に掲げる業務又は施設の利用に要する費用に充てるため支給されるものとされています(所法9①十六、旧所規3の2②③)。

- ① その業務を利用する者の居宅その他次に掲 げる場所において保育その他の日常生活を営 むのに必要な便宜の供与を行う業務(いわゆ るベビーシッターや生活援助・家事支援のサ ービス)
 - イ 便宜を供与する者の居宅
 - ロ 上記イに掲げる場所のほか、便宜を適切 に供与することができる場所
- ② 認可外保育施設のほか、次に掲げる施設
 - イ 児童福祉法に規定する放課後児童健全育 成事業、子育て短期支援事業、一時預かり 事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、 居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、 病児保育事業又は子育て援助活動支援事業 に係る施設
 - ロ 児童福祉法に規定する地域子育で支援拠 点事業に係る施設及びその施設に類する施 設

ハ 保育所

- ニ 母子保健法に規定する産後ケア事業に係 る施設及びその施設に類する施設
- ホ 認定こども園
- へ 子ども・子育て支援法第7条第10項第5

号に掲げる事業 (預かり保育)、同法第59 条第2号に掲げる事業 (延長保育事業) 又 は同条第3号に掲げる事業 (実費徴収に係 る補足給付事業) に係る施設

- ト 子ども・子育て支援法第30条第1項第4 号に規定する特例保育を行う施設
- チ 子ども・子育て支援法第59条第4号に掲 げる事業(小学校就学前の子どもを対象と した多様な集団活動事業に係る施設の利用 に要する費用の助成を行うものに限りま す。)に係る施設及びその施設に類する施 設(認可外保育施設を除きます。)
- リ 保育その他の子育てについての指導、相 談、情報の提供又は助言を行う事業に係る 施設

2 改正の内容

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年 法律第66号)による児童福祉法の一部改正により 親子関係形成支援事業が新設されたことに伴い、 上記1(3)の非課税とされる金品について、その対 象となる上記1(3)②の施設の範囲に、親子関係形 成支援事業に係る施設が追加されました(所規3 の2③一)。

- (注) 上記の「親子関係形成支援事業」とは、親子間における適切な関係性の構築を目的として、次のいずれかに該当する児童及びその保護者に対し、講義、グループワーク等を実施することにより、その児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行うもの(市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限ります。)をいいます(児童福祉法6の3②、児童福祉法施行規則1の32の8)。
 - (1) 要支援児童又は保護者に監護させることが 不適当であると認められる児童及びその保護 者
 - (2) 上記(1)に該当するおそれがある者その他の 市町村長がその事業による支援が必要と認め る児童及びその保護者

3 適用関係

いて適用し、令和5年分以前の所得税については 従前どおりとされています(改正所規附則2)。

上記2の改正は、令和6年分以後の所得税につ

四 公共法人等及び公益信託等に係る非課税の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 所得税法別表第1に掲げる内国法人(以下「公共法人等」といいます。)が支払を受ける同法第174条各号に掲げる利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益及び利益の分配については、所得税が課されないこととされています(所法11①)。
- (2) 公益信託ニ関スル法律に規定する公益信託又は社債、株式等の振替に関する法律に規定する加入者保護信託の信託財産につき生じる所得については、所得税が課されないこととされています(旧所法11②)。
- (3) 上記(1)又は(2)のうち公社債又は貸付信託、投 資信託若しくは特定目的信託の受益権で一定の もの(以下「公社債等」といいます。)の利子、 収益の分配又は剰余金の配当(以下「利子等| といいます。)に係る部分は、公共法人等又は 公益信託若しくは加入者保護信託の受託者が、 公社債等につき次に掲げる公社債等の区分に応 じ次に定める方法により管理されており、かつ、 その公社債等の利子等の支払を受けるべき日の 前日までにその公社債等の利子等につき本特例 の適用を受けようとする旨その他一定の事項を 記載した非課税申告書を、その公社債等の利子 等の支払をする者(以下「支払者」といいま す。) を経由して税務署長に提出した場合に限 り、適用することとされています(所法113)、 旧所令51の3(1)。
 - ① 公社債等(下記②及び③に掲げるものを除きます。) ……金融機関の営業所等に係る金融機関の振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。以下同じです。) に記載又は記録を受ける方

法

- ② 公社債及び公社債投資信託の受益権又は公 社債等運用投資信託の受益権で投資信託委託 会社(投資信託及び投資法人に関する法律に 規定する投資信託委託会社をいいます。以下 同じです。)から取得するもの……振替の取 次ぎをしたその投資信託委託会社の営業所を 通じて金融機関の振替口座簿に記載又は記録 を受ける方法
- ③ 長期信用銀行法の長期信用銀行債その他一定の公社債等、記名式の貸付信託及び公募公社債等運用投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する委託者非指図型投資信託に限ります。)の受益証券……金融機関の営業所等に係る金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録を受ける方法又は金融機関の営業所等に保管される方法
- (注) 上記の「その他一定の事項」とは、具体的には、次に掲げる事項とされています(旧所規16の2(1)。
 - イ 非課税申告書を提出する者の名称、本店 又は主たる事務所の所在地及び法人番号
 - ロ 本特例の適用を受けようとする公社債等 の別及び名称
 - ハ 本特例の適用を受けようとする公社債等 の利子等の支払期及びその公社債等の利子 等の額
 - 二 公社債等に係る有価証券につき金融機関の振替口座簿に増額の記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をした年月日及びその記載若しくは記録をし、又は保管の委託を受けた金融機関の営業所等の名称(投資信託委託会社の営業所を通じて公社債等に係る有価証券につき金融機関の振替口座簿

に増額の記載又は記録を受ける場合には、 その旨及びその公社債等に係る有価証券に つき金融機関の振替口座簿に増額の記載又 は記録をする者の名称)

ホ 非課税申告書の提出の際に経由すべき支 払者の名称

へ その他参考となるべき事項

また、金融機関の営業所等又は投資信託委託会社の営業所は、金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録をし、若しくは保管の委託を受けた公社債等又は振替の取次ぎをした公社債等につき、帳簿を備え、その記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をした者の各人別に口座を設け、一定の事項を記載し、又は記録しなければならないこととされています(旧所令51の3②)。

2 改正の内容

(1) 特例の対象となる公社債等の管理の方法の追加

本特例の対象となる公社債等の管理の方法に、 社債(所得税法第2条第1項第9号に規定する 社債で、金融商品取引法に規定する電子記録移 転有価証券表示権利等に該当するものをいいま す。以下同じです。)で、金融商品取引業者 (第一種金融商品取引業を行う者に限ります。 以下同じです。)又は登録金融機関に特定管理 方法(その社債の譲渡についての制限を付すこ とその他の金融庁長官が定める要件を満たす方 法をいいます。以下同じです。)による保管の 委託をする方法が追加されました(所令51の3 ①二)。

(注1) 上記の「電子記録移転有価証券表示権利等に該当する社債」とは、いわゆる「トークン化社債」をいい、具体的には、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限ります。)に表示される場合

に該当するものに限ります。)をいいます (金融商品取引法29の2①八、金融商品取引 業等に関する内閣府令6の3)。

(注2) 上記の「金融庁長官が定める要件」は告示によって、次に掲げる要件が定められました(令6.3金融告37)。

社債の譲渡についての制限(その社債の 発行に関する契約により下記②イ又は口に 該当する場合以外の譲渡が禁止される旨の 制限を含むものに限ります。)を付し、かつ、 その社債がその発行の時から継続して次に 掲げる要件の全てに該当すること。

- ① 電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限ります。以下同じです。)に表示される場合に該当するものであること。
- ② その社債を表示する財産的価値を次の いずれかに該当する場合以外に取得させ、 又は移転することができないようにする 技術的措置がとられていること。
 - イ 金融機関(租税特別措置法第8条第 1項に規定する金融機関をいいます。) 又は金融商品取引業者等(同条第2項 に規定する金融商品取引業者等をいい ます。)がその社債を固有財産として有 する場合
 - ロ 金融商品取引業者又は登録金融機関がその社債を取得する者から金融商品取引法第2条第8項第16号に掲げる行為に係る業務としてその社債の預託を受ける場合
- ③ その社債を表示する財産的価値の移転は、その都度、その社債の譲渡について第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置がとられなければ、することができないようにする技術的措置がとられていること。

また、金融商品取引業者又は登録金融機関の 営業所等(営業所、事務所その他これらに準ず るものをいいます。以下同じです。)は、特定管理方法による保管の委託を受けた社債につき、帳簿を備え、その保管の委託をした者の各人別に口座を設け、一定の事項を記載し、又は記録しなければならないこととされました(所令51の3②)。

(2) 非課税申告書に記載すべき事項の整備

上記(1)を踏まえ、非課税申告書に記載すべき 事項に、金融商品取引業者又は登録金融機関の 営業所等の名称が追加されました(所規16の2 ①四)。

(注) このほか、公益信託ニ関スル法律の改正に 伴い公益信託に関する制度が見直されたこと を踏まえ、新たな制度の下で認可を受けた公 益信託について、本特例の適用対象とする改正が行われています。この詳細については、前述「一 新たな公益信託制度の創設に伴う所得税法等の整備」をご参照ください。

3 適用関係

- (1) 上記 2(1)の改正は、公共法人等又は公益信託 若しくは加入者保護信託が令和6年4月1日以 後に支払を受けるべき社債の利子について適用 されます(改正所令附則2)。
- (2) 上記 2(2)の改正は、令和6年4月1日以後に 提出する非課税申告書について適用し、同日前 に提出した非課税申告書については従前どおり とされています(改正所規附則3)。

五 国庫補助金等の総収入金額不算入制度の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者が、各年において固定資産(山林を含 みます。以下同じです。) の取得又は改良に充 てるための国又は地方公共団体の補助金又は給 付金その他これらに準ずる次の①から⑥までに 掲げるもの(以下「国庫補助金等」といいま す。)の交付を受けた場合(その国庫補助金等 の返還を要しないことがその年12月31日(その 者がその年の中途において死亡し、又は出国を した場合には、その死亡又は出国の時。以下同 じです。)までに確定した場合に限ります。)に おいて、その年12月31日までにその交付の目的 に適合した固定資産の取得又は改良をしたとき は、その交付を受けた国庫補助金等の額に相当 する金額(その固定資産がその年の前年以前の 各年において取得又は改良をした減価償却資産 である場合には、その国庫補助金等の額を基礎 として計算した金額) は、その者の各種所得の 金額の計算上、総収入金額に算入しないことと されています (所法42①、旧所令89)。
 - ① 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づ

- く独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援 機構の助成金
- ② 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金
- ③ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術 総合開発機構法に基づく国立研究開発法人新 エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金 (外国試験研究機関等又は外国試験研究機関 等の研究員と共同して行う試験研究に関する 助成金を除きます。)
- ④ 特定高度情報通信技術活用システムの開発 供給及び導入の促進に関する法律に基づく国 立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合 開発機構の助成金
- ⑤ 独立行政法人農畜産業振興機構法に基づく 独立行政法人農畜産業振興機構の補助金
- ⑥ 日本たばこ産業株式会社が日本たばこ産業株式会社法の認可を受けた事業計画に定めるところに従って交付する葉たばこの生産基盤の強化のための助成金
- (2) また、居住者が各年において国庫補助金等の

交付に代わるべきものとして交付を受ける固定 資産を取得した場合には、その固定資産の価額 に相当する金額は、その者の各種所得の金額の 計算上、総収入金額に算入しないこととされて います(所法42②)。

2 改正の内容

上記 1 (1)の国庫補助金等に次の助成金が追加されました(所令89五・七)。

(1) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第15号に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金

- (注) 上記の「供給確保事業助成金」とは、経済 施策を一体的に講ずることによる安全保障の 確保の推進に関する法律第31条第3項第1号 に規定する助成金をいいます(所令89五)。
- (2) 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 法第11条第1項第25号に基づく独立行政法人エ ネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助 成金

3 適用関係

上記2の改正は、令和6年分以後の所得税について適用することとされています(改正所令附則3)。

六 源泉徴収の対象とされる報酬・料金等の範囲の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 報酬・料金等の源泉徴収

居住者に対し、国内において、社会保険診療報酬支払基金法の規定により支払われる診療報酬や原稿料・講演料等、弁護士・公認会計士等の報酬等の支払をする者は、その支払の際、これらの報酬・料金等について原則として10%の税率による所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないこととされています(旧所法204①、205)。

- (注1) 平成25年1月1日から令和19年12月31日 までの間は、上記の源泉徴収に際し、復興 特別所得税(2.1%)を併せて徴収しなけれ ばならないこととされています(復興財確 法28)。
- (注2) 上記の所得税を徴収して納付する者は、 その納付の際、納付書に計算書(所得税徴 収高計算書)を添付しなければならないこ ととされています(所法220、旧所規80、別 表第3(5))。
- (注3) 診療報酬については、社会保険診療報酬 支払基金を通じて支払われる診療報酬が上

記の源泉徴収の対象となるものとして取り 扱われています。

(2) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

居住者又は内国法人に対し、国内において、上記(1)の報酬・料金等の支払をする者は、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、報酬・料金等の支払を受ける者の各人別に、その年中に支払の確定した報酬・料金等の金額等の一定の事項を記載した報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を、その支払をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその報酬・料金等の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています(所法225①三、旧所規84①、別表第5(8))。

2 改正の内容

(1) 関連する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正(流行初期医療確保措置の導入)の概要

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、 国及び都道府県並びに関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所等における検査等のための必要な体制の整備、感染症及び予防接種の関連情報に係る情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、検疫の実効性の確保等の措置を講ずること等を内容とする「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案」が第210回国会に提出され、令和4年12月2日に可決・成立し、同月9日に法律第96号として公布されています。

この「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)」による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」といいます。)の改正により、感染症医療の初動対応等を行う協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置として、流行初期医療確保措置が導入されています。この改正は、令和6年4月1日から施行されています。

この流行初期医療確保措置により、一定の場合に該当する場合には、対象となる医療機関に対し、本来の診療報酬と併せて流行初期医療の確保に要する費用が支給されることとなります。

(注1) 上記の「流行初期医療確保措置」とは、

新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から一定期間において医療機関が医療協定等措置を講じたと認められる場合であって、医療協定等措置を講じたと認められる日(以下「医療協定等措置認定日」といいます。)の属する月のその医療機関の診療報酬の額が一定の額を下回った場合に、都道府県知事がその医療機関に対し流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置をいいます(感染症法36の9①)。この「一定の額」とは、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日前1年以内において医療協定等措置認定日に応当する日

の属する月(つまり、医療協定等措置認定 日の属する月の前年同月)の診療報酬の算 定額をいいます(感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関する法律施行令(以 下「感染症法施行令」といいます。)9の3 ②)。

なお、都道府県知事は、流行初期医療確保措置に係る事務を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができることとされています(感染症法36の9②)。

- (注2) 上記(注1)の「医療協定等措置」とは、 次に掲げる措置(入院医療・発熱外来)で 一定の基準を満たすものをいいます(感染 症法36の2①-・二、36の9①)。
 - (1) 新型インフルエンザ等感染症の患者等を入院させ、必要な医療を提供すること。
 - (2) 新型インフルエンザ等感染症の疑似症 患者等の診療を行うこと。
- (注3) 上記の「流行初期医療の確保に要する費用」の額は、医療協定等措置認定日の属する月におけるその医療機関の診療報酬の算定額と新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日前1年以内において医療協定等措置認定日に応当する日の属する月(つまり、医療協定等措置認定日の属する月の前年同月)の診療報酬の算定額との差額に8分の10を乗じて得た額とされています(感染症法36の10、感染症法施行令9の4)。

(2) 報酬・料金等の源泉徴収等の改正

① 上記(1)の流行初期医療確保措置により支給される流行初期医療の確保に要する費用は感染症医療提供の対価として支給され、その支給額が診療報酬の差額を基準として算定されること等を踏まえ、上記 1(1)の源泉徴収制度の対象となる報酬・料金等の範囲に、「社会保険診療報酬支払基金から支払われる流行初期医療の確保に要する費用」が追加されまし

た (所法204①三、所規別表第3(5))。

② 上記①の改正により、上記 1(2)の支払調書の対象となる報酬・料金等の範囲に、「社会保険診療報酬支払基金から支払われる流行初期医療の確保に要する費用」が含まれることとなったことに伴い(所法225①三)、診療報酬のうち流行初期医療の確保に要する費用が含まれているものについては、上記 1(2)の支払調書にその旨及びその費用の額を記載することとされました(所規別表第5(8))。

3 適用関係

- (1) 上記 2(2)①の改正は、令和6年4月1日以後に支払うべき診療報酬について適用し、同日前に支払うべき診療報酬については従前どおりとされています(改正法附則4)。
- (2) 上記 **2**(**2**)②の改正は、令和 6 年 4 月 1 日以後に提出する調書について適用し、同日前に提出した調書については従前どおりとされています(改正所規附則 9 ①(3))。

七 本人確認書類の範囲の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 告知等をする際の本人確認書類の提示等

次に掲げる告知又は告知書、申告書若しくは 届出書(以下「告知書等」といいます。)の提 出(次の⑨から⑪までの告知等は個人のみが対 象となります。)をする個人又は法人は、その 告知又は告知書等の提出をする際、その告知又 は告知書等の提出をする相手方に対し、その者 の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番 号(次の⑩及び⑪の告知においては、加えて生 年月日)の記載のある本人確認書類を提示し、 又は署名用電子証明書等を送信しなければなら ないこととされています。

- ① 利子等・配当等の受領者の告知又は無記名 公社債等の利子等に係る告知書の提出(所法 224①②、所令336①、339①)
- ② 譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出 (所法224の2、所規81の17①)
- ③ 株式等の譲渡の対価の受領者の告知(所法 224の3①、所令342①)
- ④ 交付金銭等の受領者の告知(所法224の3③、所令345③)
- 賃還金等の受領者の告知(所法224の3④、 所令346③)
- ⑥ 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知 (所法224の4、所令348①)

- ⑦ 先物取引の差金等決済をする者の告知(所 法224の5①、所令350の3①)
- ⑧ 金地金等の譲渡の対価の受領者の告知(所 法224の6、所令350の8①)
- 9 特定寄附信託異動申告書の提出(措令2の 35⑩)
- ⑩ 特定口座開設届出書を提出する者の告知 (措法37の11の34)、措令25の10の3(1))
- ① 非課税口座開設届出書又は帰国届出書を提出する者の告知(措法37の148億、旧措令25の1333)
- ① 国外送金等に係る本人口座を開設又は設定 する者の告知(国外送金等調書法2六、国外 送金等調書令3)
- (3) 国外証券移管等に係る本人証券口座を開設 する者の告知(国外送金等調書法2十三、国 外送金等調書令3の3)
- ④ 国外電子決済手段移転等に係る本人電子決済手段勘定を設定する者の告知(国外送金等調書法2二十、国外送金等調書令3の4)
- ⑤ 国外送金等をする者の告知書の提出(国外送金等調書法3①、国外送金等調書令5③)
- (6) 国外証券移管等をする者の告知書の提出 (国外送金等調書法4の2①、国外送金等調 書令9の3①)
- ① 国外電子決済手段移転等をする者の告知書の提出(国外送金等調書法4の4①、国外送

金等調書令9の7①)

(2) 個人における本人確認書類の範囲

- ① 個人が告知等をする場合に提示すべき上記 (1)の本人確認書類は、次に掲げる者の区分に 応じそれぞれ次の書類等とされていました (旧所規81の6①、81の10、81の17②、81の20①、81の25①、81の29①、81の33①、81の36②、81の38①、旧措規3の17⑦、18の12③、18の15の3.⑩、旧国外送金等調書規4①)。
 - イ 国内に住所を有する個人(下記ハに掲げる者を除きます。) ……その個人の次に掲げるいずれかの書類
 - (イ) 個人番号カードで提示する日において 有効なもの
 - (ロ) 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書で個人番号の記載のあるもの(提示する日前6月以内に作成されたものに限ります。) 及び住所等確認書類で下記②イ及びロの書類以外のもの
 - ロ 国内に住所を有しない個人(下記ハに掲 げる者を除きます。)……次に掲げる者の 区分に応じそれぞれ次の書類
 - (イ) 個人番号を有しない個人……住所等確認書類(下記②イ及びロの書類を除きます。下記(口)において同じです。)
 - (ロ) 個人番号を有する個人……住所等確認 書類及び還付された個人番号カード
 - ハ 一定の帳簿に個人番号等が記載されている者(番号既告知者)……住所等確認書類 (国内に住所を有しない個人にあっては、 下記②イ及びロの書類を除きます。)
- ② 上記①の住所等確認書類は、次の書類その他一定の印鑑証明書等の書類とされています(所規81の6②、81の10、81の17②、81の20①、81の25①、81の29①、81の33①、81の36②、81の38①、旧措規3の17⑦、18の12④、18の15の3⑩、国外送金等調書規4②)。
 - イ 個人番号カードで提示する日において有 効なもの

ロ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明 書(提示する日前6月以内に作成されたも のに限ります。)

2 改正の内容

(1) 関連する番号利用法の改正 (個人番号カード に係る改正) の概要

情報通信技術の活用による行政手続等に係る 関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化 及び効率化を図るため、情報通信技術を活用し た行政の推進に関する基本原則及び行政手続等 を情報通信技術を利用する方法により行うため に必要となる事項等を定めるとともに、住民票 及び戸籍の附票の記載等に係る本人確認情報の 保存及び提供の範囲の拡大、電子証明書及び個 人番号カードの利用者への国外転出者の追加等 の措置を講ずること等を内容とする「情報通信 技術の活用による行政手続等に係る関係者の利 便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化 を図るための行政手続等における情報通信の技 術の利用に関する法律等の一部を改正する法律 案 | が、第198回国会に提出され、令和元年5 月24日に可決・成立し、同月31日に法律第16号 として公布されています。

この「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」第4条の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」といいます。)の改正により、国外転出者について個人番号カードの利用が可能となりました。

また、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号等の利用の促進を図る行政事務の範囲を拡大するとともに、在外公館における個人番号カードの交付等に係る手続の整備、戸籍等の記載事項への氏名の振り仮名の追加、行政機関の長等からの預貯金口座情報

等の提供による登録の特例の創設、医療保険の 資格確認のために必要な書面の交付等の措置を 講ずること等を内容とする「行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律等の一部を改正する法律案」が、第 211回国会に提出され、令和5年6月2日に可 決・成立し、同月9日に法律第48号として公布 されています。

この「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)」第1条の規定による番号利用法の改正により、領事官等から個人番号カードの引渡しを受けることを可能とすること等の手続の整備が行われました。

(注) 上記のほか、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第10号)」第2条の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第32条の改正により、国外転出者に対する個人番号カードの還付手続が廃止されました。

(2) 番号利用法の改正に伴う個人における本人確認書類の範囲の改正

上記(1)の改正を踏まえ、上記 1(2)①ロ(ロ)の本 人確認書類の範囲に個人番号カードで提示する 日において有効なものが追加されました(所規 81の6①二ロ、措規18の12③二ロ、国外送金等 調書規4①二)。

また、還付された個人番号カードが、上記 1 (2)①ロ(ロ)の本人確認書類の範囲から除外されました(所規81の6①二ロ、措規18の12③二ロ、国外送金等調書規4①二)。

(3) 還付された個人番号カード所持者に係る経過 措置

上記(2)により、本人確認書類の範囲から還付された個人番号カードが除外されましたが、還付された個人番号カード所持者については、引き続きその者の還付された個人番号カードを上記 1(2)①ロ(ロ)の本人確認書類とする経過措置が設けられています(租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年財務省令第41号)附則2~4)。

(注) 上記の「還付された個人番号カード所持者」 とは、令和6年5月27日において既に還付された個人番号カードの交付を受けている者(上記の改正の施行の際現に個人番号カードの交付を受けている者及び同日以後に個人番号カードの交付を受けている者及び同日以後に個人番号カードの交付を受けた者を除きます。)をいいます(租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年財務省令第41号)附則2)。

3 適用関係

上記2の改正は、令和6年5月27日から施行されています(租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年財務省令第41号)附則1)。

八 オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書等の電子交付の特例の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) オープン型証券投資信託収益の分配の支払通 知書及び配当等とみなす金額に関する支払通知 書の電子交付の特例
 - ① 制度の概要

国内においてオープン型の証券投資信託 (公社債投資信託を除きます。)の収益の分配 又は剰余金の配当等とみなされるものにつき 支払をする者(これに準ずる一定の者を含み ます。以下(1)において同じです。)は、その 支払を受ける者への書面によるその支払に関 する通知書(以下(1)において「支払通知書」 といいます。)の交付に代えて、その支払を 受ける者の承諾を得て、支払通知書に記載す べき事項を電磁的方法により提供すること (電子交付すること) ができることとされて います (所法225(3))。

ただし、その支払を受ける者の請求がある ときは、書面により支払通知書を交付しなけ ればならないこととされています(所法225 ③ただし書)。

なお、支払通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供した場合には、その支払をする者は、支払通知書を交付したものとみなされます(所法225④)。

② 支払通知書に記載すべき事項の電磁的方法 による提供の承諾

上記①の支払をする者は、支払通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、その支払を受ける者に対し、所定の事項を示し、その提供に関し書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととされています(所令352の4①、旧所規92の3)。

(2) 通知外国所得税の額その他の事項の通知に係る電子交付の特例

① 制度の概要

集団投資信託を引き受けた内国法人(これに準ずる一定の者を含みます。以下(2)において同じです。)は、個人又は法人に対して国内においてその集団投資信託の収益の分配の支払をする場合において、その支払の確定した収益の分配に係る通知外国所得税の額等を書面により通知しなければなりませんが(所令300⑥⑧)、書面による通知に代えて、その個人又は法人の承諾を得て、その書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること(電子交付すること)ができることとされています(所令300⑩)。

ただし、その個人又は法人の請求があると きは、書面により通知しなければならないこ ととされています(所令300⑩ただし書)。

なお、書面に記載すべき事項を電磁的方法 により提供した場合には、その内国法人は、 書面により通知したものとみなされます(所 令300回)。

② 書面に記載すべき事項の電磁的方法による 提供の承諾

上記①の内国法人は、書面に記載すべき通知外国所得税の額等の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、上記①の個人又は法人に対し、所定の事項を示し、その提供に関し書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととされています(所令300⑫、所規72の4⑩において準用する旧所規92の3)。

2 改正の内容

上記 1(1)①の支払をする者又は上記 1(2)①の内国法人がその支払を受ける者又は上記 1(2)①の個人若しくは法人から上記 1(1)②又は(2)②の承諾を得ようとする場合において、その支払をする者又は内国法人が定める期限までに承諾をしない旨の回答がないときは承諾があったものとみなす旨の通知をし、その期限までにその支払を受ける者又は個人若しくは法人から回答がなかったときは、その承諾を得たものとみなすこととされました(所規92の3②、所規72の4⑩において準用する所規92の3②)。

(注) この通知における回答期限等について、法令上、 具体的な定めは設けられていませんが、回答に 必要な期間を十分に見積もっていただくことや 期限前にリマインドを行うこと等が求められる ものと考えます。

3 適用関係

上記2の改正は、上記1(1)①の支払をする者又は上記1(2)①の内国法人が令和6年4月1日以後に行う上記2の通知について適用されます(改正

所規附則4)。

九 計算書等の書式の特例(改正後:計算書等の書式等の特例)の改正

1 改正前の制度の概要

国税庁長官は、次に掲げる計算書等の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができることとされています(旧所規104)。

- (1) 源泉所得税の徴収高計算書 (別表第 3(1)~別 表第 3(6))
- (2) 調書、源泉徴収票及び計算書 (別表第 5 (1)~ 別表第 5 (15)及び別表第 5 (17)~別表第 9 (3))

2 改正の内容

国税庁においては、令和8年度に新たな基幹システム(次世代システム)の導入を予定しており、その導入後は、納税者から書面で収受した申告書、申請書、届出書等について、原則として、スキャナによりイメージ化をするとともに、AI-OCR(OCRにAI技術を融合させたもの)によりデータ化をすることとされています。これに対応するため、実務で使用される調書等の各種書式に読取項目を識別するための識別数字・記号の追加等をする必要があります。

こうした書式の整備を実務で円滑に行うことができるよう、所得税法等の法令に書式が定められている所得税関係書類のうち税務署長に提出等をすることとされているものは、国税庁長官の権限により、これらの書類の全ての書式について上記1と同様のことができるようにするとともに、併せてその用紙の大きさを変更することができるようにするための所要の整備が行われました。この改正により、将来のシステム変更等があった場合でも、柔軟に対応することが可能となります。

(注) 租税特別措置法に書式が定められている調書等についても、上記と同様の整備が行われています。この改正の詳細については、後掲「租税特別措置法等(所得税関係)の改正」の「第一金融・証券税制の改正」の「四 租税特別措置法に定められている支払調書等の書式等に関する特例の整備」をご参照ください。

具体的には、次の措置が講じられました。

(1) 本特例の対象となる書類の追加

本特例の対象に、障害者等の少額預金の利子 所得等の非課税措置に関する申告書が追加され ました(所規104前段)。具体的には、次に掲げ る書類(所規別表第 2(1)、別表第 2(3)~(5))が 追加されました。

- ① 非課税貯蓄申告書
- ② 非課税貯蓄限度額変更申告書
- ③ 非課税貯蓄に関する異動申告書
- ④ 非課税貯蓄廃止申告書

(2) 本特例の対象となる書類につき用紙の大きさを変更できる権限の整備

国税庁長官は、本特例の対象となる書類の書式について所要の事項を付記し、又は一部の事項を削る場合には、併せてその用紙の大きさを別表に定める大きさ以外の大きさ(日本産業規格に適合するものに限ります。)とすることができることとされました(所規104後段)。

3 適用関係

上記2の改正は、令和8年9月1日から施行されます(改正所規附則1三)。

十 支払調書等の提出の特例の改正

1 改正前の制度の概要

所得税法、租税特別措置法及び国外送金等調書法の規定により提出する調書、源泉徴収票、計算書及び報告書(以下「調書等」といいます。)は、原則として書面により提出することとされていますが、調書等のうち、その調書等の提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであった枚数が100枚以上であるものについては、その調書等を提出すべき者は、その調書等に記載すべき事項(以下「記載事項」といいます。)を、次のいずれかの方法により所轄税務署長に提供しなければならないこととされています(旧所法228の4①、旧措法42の2の2①、旧国外送金等調書法4②、4の3②、4の5②)。

- ① 記載事項を電子情報処理組織を使用して送信 する方法(具体的には国税電子申告・電子納税 システム(e-Tax)又は認定クラウド等を使用 して記載事項を送信する方法)
- ② 記載事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法

2 改正の内容

政府税制調査会「わが国税制の現状と課題 - 令和時代の構造変化と税制のあり方 - 」(令和5(2023)年6月)においては、「納税者の取引等の相手方である第三者から税務当局に提出される法定調書についても、書面ではなくデータで提出されることとなれば、これを納税者の申告に活用で

きる仕組みを構築することが容易になります。この点、個人・法人から税務当局に提出された法定調書の提出状況(令和3(2021)年1~12月提出分)を見ると、電子提出を義務付けられていない提出枚数100枚未満のものについても、電子提出の割合は約7割にまで達している状況を踏まえ、法定調書の電子提出を一層進めていくための措置等について検討することが必要です。」とされています。

直近においては、調書等の電子提出は一定程度に進んでいる状況が見受けられ、電子提出をより一層推し進める環境が整ってきているものと考えられることを踏まえ、調書等の電子データの情報を納税者の申告に活用できる仕組みを構築するといった納税者の利便性向上等を進め、書面の入力事務等の一定の行政コストの軽減を図る観点から、上記1の制度の対象となるかどうかの判定基準となる調書等の提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであった調書等の枚数が30枚以上に引き下げられました(所法228の4①、措法42の2の2①、国外送金等調書法4②)。

3 適用関係

上記2の改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき調書等について適用し、同日前に提出すべき調書等については従前どおりとされています(改正法附則5、37、57)。